

一般社団法人埼玉県作業療法士会 広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う広告料金の基準を定めるものである。

(広告)

第2条 広告とは医療福祉に関する企業広告及び求人広告とする。

(広告掲載)

第3条 広告は本会発行の機関誌・紙、その他の発行物に掲載することとする。

(広告料金)

第4条 広告料金は次の通りとする。

A4版サイズ	全面	20,000円
	1/2	10,000円
	1/4	5,000円
	1/8	2,500円

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、2024年3月14日から施行する。